

名古屋市告示第373号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 7月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

施設の名称	委託した相手方
名古屋市短歌会館	名古屋市中区錦 2丁目19番11号 アゼット株式会社 長者町ビル 6F ホームックス株式会社 名古屋支店 支店長 山口 憲太郎

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等及び歳出

名古屋市短歌会館条例（昭和39年条例第61号）第 3条に規定する使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 7年 4月 1日

4 指定公金事務取扱者に係る委託をした日

令和 7年 4月 1日

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課